

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度一覧 令和2年5月1日現在

●該当、▲状況によって該当

支援制度名	対象者	内容	対象区分		支援者				受付窓口・問い合わせ先	支援区分
			個人・世帯	事業主 (個人・法人)	国	県	市	その他		
税金の納税猶予や納税に関する相談	新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった方、納期限までの納付が困難な方	税金の納税猶予等について、申請や相談を受け付けています。	●	●	●	●	●		【市税について】 収納課 ☎ 224-5019 【県税について】 総合県税事務所 ☎ 234-9560 【国税について】 国税局猶予相談センター(関東信越国税局) ☎ 048-615-3007 ※国税の猶予申請書は所轄の税務署へ提出	相談
生活困窮者自立支援制度	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活にお悩みの方	専門の相談員が話を聞きながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。	●		●		●		まいさぼ長野市 ☎ 219-6880	相談
国民健康保険料の納付に関する相談	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、保険料の納付が困難な方	職員がご事情を聞きながら、分割納付・猶予のご相談をさせていただきます。	●				●		国民健康保険課 (収納担当) ☎ 224-7260	相談
高齢者の相談窓口	新型コロナウイルス感染症の拡大により健康不安を抱える高齢者等	福祉や保健、医療などに関する総合的な相談に広く必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。※コロナウイルスの感染症関連以外の相談も受け付けます。	●				●	●	地域包括ケア推進課(中部地域包括支援センター) ☎ 224-7174 (中部地域包括支援センター篠ノ井駐在) ☎ 292-3358 地域包括支援センター(各地区にありますので、連絡先は上記地域包括ケア推進課までお問い合わせください。)	相談
高齢者に対するアウトリーチ支援	①新型コロナウイルスの感染拡大により見守り等が必要な高齢者 ②新型コロナウイルスの感染拡大によりフレイルやもの忘れの出現がみられる高齢者	①地域包括支援センターが訪問等により見守り・実態調査を行います。 ②理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士及び保健師等による専門チームが訪問等により助言します。	●				●	●	地域包括ケア推進課(中部地域包括支援センター) ☎ 224-7174 (中部地域包括支援センター篠ノ井駐在) ☎ 292-3358 地域包括支援センター(各地区にありますので、連絡先は上記地域包括ケア推進課までお問い合わせください。)	その他
障害者の相談窓口	新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける障害者のみなさんなど	障害者等の福祉・保健・医療等に関する総合的な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	●				●	●	障害福祉課 ☎ 224-8730 相談支援センター まい・すてっぷ ☎ 268-0666 歩楽里(ふらり) ☎ 217-8850 希来里(きらり) ☎ 267-5686 ベターデイズ ☎ 259-9966 南部相談支援センター(ほつとらいふ相談室桃の郷・CoCo・絆の会) ☎ 274-5871	相談
障害福祉サービス等の支給決定更新時の診断書の省略	障害福祉サービス等の支給決定の更新をする場合の添付書類として医師の診断書が必要な方	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、医師の診断書の取得のために医療機関を受診することを回避するため、令和2年度中の特例的な取扱いとして前回等申請時に医師の診断書が提出されていることをもって診断書の提出を省略できます。	●				●		障害福祉課 ☎ 224-8730	周知
身障、療育、精神の各手帳再認定(再判定)の延長	身障、療育、精神の各手帳の再認定(再判定)を実施する方	今年度、身障・療育・精神の各手帳の再認定(再判定)が必要な方で、医師の診断書の取得のために医療機関を受診することを回避するため、再認定(再判定)の実施時期を最大1年間延長することができます。	●				●	●	障害福祉課 ☎ 224-5030	周知

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度一覧 令和2年5月1日現在

●該当、▲状況によって該当

支援制度名	対象者	内容	対象区分		支援者				受付窓口・問い合わせ先	支援区分
			個人・世帯	事業主 (個人・法人)	国	県	市	その他		
自立支援医療(更生医療)(精神通院)支給有効期間の延長	自立支援医療受給者証所持者(更生医療) 自立支援医療受給者証所持者(精神通院)	自立支援医療受給者証の有効期間の満了日(令和2年3月1日から令和3年2月28日)を1年間延長	●				●	●	障害福祉課 ☎ 224-5030	周知
有料道路における障害者割引の有効期限の延長	身体障害者手帳・療育手帳所持者	障害者割引の有効期限(令和2年3月1日から令和2年7月30日)を迎える者の有効期限を令和2年7月31日に延長	●					●	障害福祉課 ☎ 224-5030	周知
特別児童扶養手当等の有効認定に係る診断書の提出期限の延長	特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過福祉手当受給資格者	有期認定に係る診断書の提出期限(令和2年2月末日から令和3年2月末日)が1年間延長	●					●	障害福祉課 ☎ 224-5030	周知
母子父子相談	母子父子家庭	母子及び父子家庭の自立に向けた生活上の相談及び支援を行います。	●					●	子育て支援課 ☎ 224-5031	相談
家庭児童相談	0～18歳までの子どもがいる家庭	子どもと家庭の悩みや心配ごと等の相談に対応します。	●					●	子育て支援課 ☎ 224-7062	相談
女性相談	18歳以上の女性及び配偶者等	家庭生活の破綻、離婚など、女性が日常生活を送る上で抱えている悩み事や心配ごと等の相談に対応します。	●					●	子育て支援課 ☎ 224-7062	相談
こども相談	0～18歳までの子ども及びその保護者と関係者等	0～18歳までの子どもに関する様々な相談に対応します。	●					●	子育て支援課こども相談室 ☎ 224-9746	相談
道路等占用料の納入期限延長	道路や法定外公共物の占有者	外出自粛要請などにより期限までに道路等占用料の納入が困難で、期限の延長を申請する方	▲	▲	▲	▲	▲	▲	監理課占用担当 ☎ 224-5044	猶予
水道料金の支払猶予・納付相談	新型コロナウイルス感染症の影響により支払い困難な事情がある方・事業者	水道料金等の支払い猶予等について相談を受け付けています。	●	●				●	【長野市内の水道料金(篠ノ井、川中島、更北地区を除く)に関すること】 シーデーシー情報システム(株) 長野営業所 ☎ 244-3232 上下水道局営業課 ☎ 224-5071 【篠ノ井、川中島、更北地区の水道料金に関すること】 ヴェオリア・ジェネッツ(株) 川中島事務所 ☎ 0120-971-105(フリーダイヤル) 長野県川中島水道管理事務所 ☎ 284-1700	相談
下水道使用料の支払猶予・納付相談	新型コロナウイルス感染症の影響により支払い困難な事情がある方・事業者	下水道使用料等の支払い猶予等について相談を受け付けています。	●	●				●	シーデーシー情報システム(株) 長野営業所 ☎ 244-3232 上下水道局営業課 ☎ 224-5071	相談